

役員及び評議員の報酬に関する規程

社会福祉法人 長寿の郷

社会福祉法人長寿の郷役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長寿の郷（以下「法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬について定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(理事長の報酬)

第4条 理事長が、理事会又は評議員会の開催の日以外において、法人業務の運営のために業務に当たった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人業務の監査に当たった場合、施設整備のため入札時に立会した場合又は法人監査に立ち会う場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員、評議員に対する報酬は当該会議に出席した都度支給する。ただし理事長については、1月分を翌月10日に支給する。

(適用除外)

第7条 法人の職員を兼務する役員は、この規程は適用しない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

名 称	報 酬
理事会出席報酬	5,000円
評議員会出席報酬	5,000円

別表2（第4条及び第5条関係）

名 称	報 酬
理事長業務報酬	10,000円
監事監査業務報酬	10,000円